

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を
定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年6月1日

東根市長 鈴木 敬一



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林 別紙のとおり
- 2 縦覧場所 東根市役所農林課、東根市のホームページ
- 3 本公告により、東根市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。